



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名 興 研 株 式 会 社  
代表者 代表取締役社長 村川 勉  
(コード番号 7963 JASDAQ)  
問合せ先責任者 常務取締役  
管理本部担当 井端 秀明  
(TEL 03-5276-1911)

## 株式給付信託(J-ESOP)の導入(詳細決定)に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 25 日付で、当社の従業員を対象としたインセンティブプランである「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を公表しましたが、本日開催の取締役会において、その詳細について決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、平成 28 年 3 月 29 日開催の第 53 期定時株主総会において決議された株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」(以下、「BBT」といい、BBT に関して当社がみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「BBT 信託」といいます。)についても、本日開催の取締役会においてその詳細を決議いたしました。BBT の詳細につきましては、本日付「株式給付信託 (BBT) 導入 (詳細決定) に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本制度及び BBT の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式 88,947 株 (平成 28 年 3 月 31 日現在)のうち、31,200 株 (47,268,000 円)を資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) (本信託及び BBT 信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者) へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

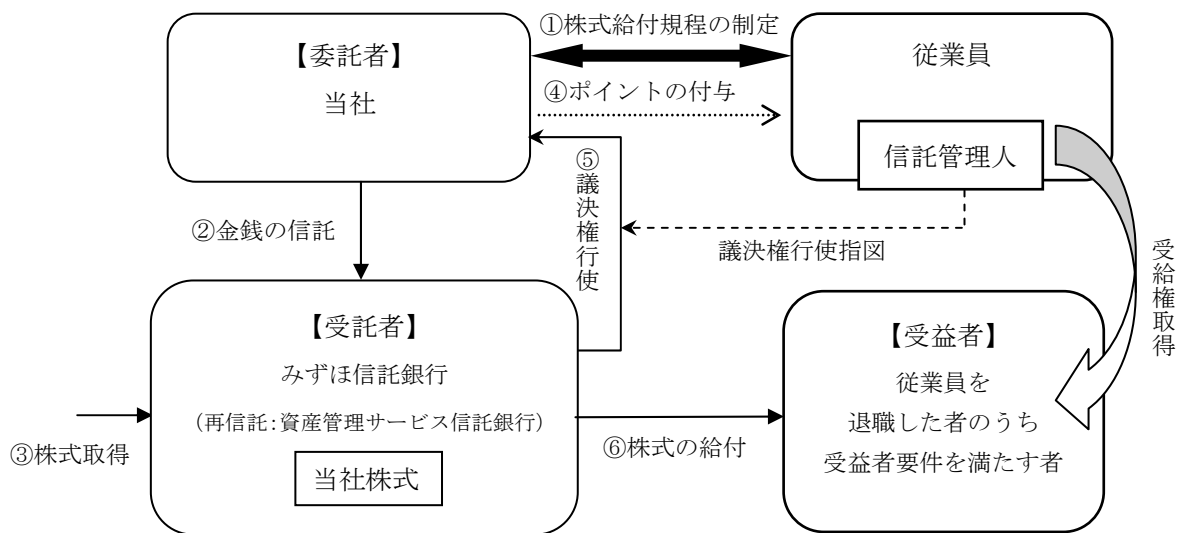
#### 1. 本信託の概要

- |              |                                                                  |
|--------------|------------------------------------------------------------------|
| (1)名 称       | 株式給付信託 (J-ESOP)                                                  |
| (2)委 託 者     | 当社                                                               |
| (3)受 託 者     | みずほ信託銀行株式会社<br>(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)                         |
| (4)受 益 者     | 株式給付規程に定める受益者要件を満たす者                                             |
| (5)信 託 の 種 類 | 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)                                              |
| (6)信 託 契 約 日 | 平成 28 年 6 月 1 日                                                  |
| (7)信 託 設 定 日 | 平成 28 年 6 月 1 日                                                  |
| (8)信 託 の 期 間 | 平成 28 年 6 月 1 日から信託が終了するまで<br>(終了期日は定められておらず、制度が継続する限り信託は継続します。) |

2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として拠出する金額 35,405,550 円
- (3) 取得株式数 23,370 株
- (4) 株式の取得日 平成 28 年 6 月 1 日
- (5) 株式の取得方法 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得

3. 本制度の仕組み（再掲）



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき、従業員に将来給付する株式を予め取得するために、金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づき、従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上